

カトリック鈴鹿教会小教区評議会規約

1. 総則

1-1 名称

本会は「カトリック鈴鹿教会小教区評議会」と称します。

1-2 目的

本会は、カトリック鈴鹿教会が、カトリック普遍教会及び京都教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音を宣教する共同体となるための「共同宣教司牧」の目的に資する運営を行うために設置します。

1-3 主宰

評議会は、京都教区司教から任命された北勢ブロック担当司祭団が主宰します。場合によっては司教から任命された修道者がこれに含まれます。

本会の評議員は、次の者によって構成されます。

- ① 鈴鹿教会代表として選出された役員（定員は3～6名）
- ② 各部の代表者（定員は6名）
- ③ 任意団体の代表者
- ④ ①、②、③以外で司祭団が指名した者（若干名）

2. 評議会

2-1 会合

本会は、ブロック担当司祭団に招集により、原則として8月を除く毎月第一日曜日に会合を行います。

また必要に応じ、ブロック司祭団の判断で、臨時開催することもできます。

2-2 審議事項

本会は、小教区の運営・活動全般に関わる事柄について審議します。主な事項は次のとおりです。

- ① 小教区の宣教師職に関する基本方針（長期及び短期計画）
- ② 宣教司牧の方針に基づく年間行事の決定
- ③ 小教区の予算と決算の承認及び予算外支出の承認
- ④ 各種の部会、任意団体の設置や改変
- ⑤ 本規定の変更
- ⑥ その他の重要事項

2-3 審議決定と承認

審議事項は福音と対話の精神によって審議を行い、祈りを持って決定を下します。合議決定は過半数によりますが、少数意見も大切に、多数決の弊害を避けるよう十分な審議を行います。

決定事項は、ブロック司祭団の承認を経て実行されます。

3. 役員

3-1 役員を選出

- ① 選挙権及び被選挙権は、当小教区に属する 20 歳以上の信徒とします。
- ② 当小教区の被選挙権のある信徒の中から候補者を募集し、立候補した信徒の中から、選挙権のある信徒により選挙し、上位から選びます
候補者が定員に満たない場合は、被選挙権のある信徒の中から、選挙権のある信徒の選挙により選びます。
- ③ 候補者の内 2 名は前年度役員を入れます。
- ④ 欠員の出た場合は、評議会で決めます。
- ⑤ 任期は 2 年とする（開始日は総会開催日）。再任は評議会で承諾された場合のみ可能である。任期途中での交代は、前任者の在任期間とする。
- ⑤ 部会の代表者との兼任はできません。
- ⑥ 任命はブロック司祭団によります。

3-2 役員の仕事

- ① ブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧チームの中心となり、小教区の運営に当たります。
- ② 任命はブロック司祭団によります。

4. 部会

4-1 意義と役割

小教区が生き生きとした共同体として、福音宣教活動を円滑に行うために、奉仕し、促進します。各部はそのために重要かつ必要な事柄を計画し、協力を求め、小教区全体で奉仕します。

4-2 参加

公募して、各自が奉仕できる部会に登録します。各部の人数に偏りがあり、部の奉仕活動に支障があると思われるときは、司祭団と役員によって調整します。

但し、財務部はブロック担当司祭団と役員が相談し、司祭団が任命します。

4-3 部会

- ① 典礼部
- ② 教育部
- ③ 施設管理部
- ④ 広報部
- ⑤ 財務部

※各部の業務分掌は別に定めて公示します。

4-4 その他の部会

- ① 国際協力部

4-5 各部の代表者

各部は代表者（部長）を 1 名選びます。任期は各部に一任し、評議会で最終決定する。各部の代表者は、本会議に出席します。

4-6 その他の任意団体

4-3及び4-4の部会のほかに、教会活動を円滑に行うために必要な連携を保つ目的で、任意団体を設置します。

任意団体の設置と廃止は評議会の決定とブロック担当司祭の承認が必要です。
各任意団体は代表者1名を選出します。代表者は評議会に評議員として出席できます。

5. 小教区総会

5-1 本会は原則として毎年年初頃に、全信徒を対象として「カトリック鈴鹿教会小教区総会」を開催します。

5-2 総会は「小教区評議会」で決定され、担当司祭団によって承認された事項について信徒への周知を図り、また信徒が小教区運営について意見を述べる機会とする。

5-3 総会は、担当司祭団が招集し、役員代表がその議長となります。

6. 会計監査

6-1 司祭団の指名により、会計監査を2名置きます。

トマス 大塚喜五



付則1. 本規約の制定・変更は、教区司教の認可を得て発行する

付則2. 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

付則3. 本規約改正の教区司教の認可 2017年12月18日 発効 2018年1月1日